

指定訪問介護重要事項説明書

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1. 当事業所が提供するサービスについて
相談窓口 電話番号 0 5 4 8 - 2 3 - 4 1 6 5 ※ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2. 牧之原市社協ホームヘルプサービスの概要

(1) 事業所の概要

名 称	牧 之 原 市 社 協 ホ ー ム ヘ ル プ サ ー ビ ス
所 在 地	静 岡 県 牧 之 原 市 波 津 1 1 4 7 番 地 7
介 護 保 険 指 定 番 号	訪 問 介 護 (静 岡 県 2275500086 号)
電 話 番 号	0 5 4 8 - 2 3 - 4 1 6 5
サ ー ビ ス を 提 供 す る 対 象 者	牧 之 原 市 内

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	職務内容	計
管 理 者	介 護 福 祉 士	1 人		業務管理介護提供	1 人
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	介 護 福 祉 士	2 人		業務調整介護提供	2 人
訪 問 介 護 員	介 護 福 祉 士	2 人	2 人	介 護 提 供	4 人
訪 問 介 護 員	ヘルパー 2 級	2 人	3 人	介 護 提 供	5 人

(3) 営業日及び営業時間等

営 業 日	月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く。
営 業 時 間	午前 8 時 15 分から午後 5 時とする。ただし、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。

※営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

※サービスの提供にあたっては、利用者等からの相談に応ずるものとする。

3. サービス内容

- (1) 身体介護（排泄介助、体位変換、清拭、衣類着脱介助、食事介助、入浴介助）
- (2) 生活援助（掃除・整理整頓、洗濯・補修、調理、買い物）
- (3) その他（生活等に関する相談および助言、そのほか要介護者等に必要な日常生活上の援助）

4. 利用料金

(1) 利用料

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

特定事業所加算Ⅱを適用した利用料金表

サービス種類			基本利用料（円）	処遇改善加算Ⅱ（円）	自己負担額 1 割負担額（円）
身体介護（日中）	身体 01・Ⅱ	20 分未満	1,790 円	401 円	219 円
	身体 1・Ⅱ	20 分以上 30 分未満	2,680 円	600 円	328 円
	身体 2・Ⅱ	30 分以上 60 分未満	4,260 円	954 円	521 円
生活援助（日中）	生活 2・Ⅱ	20 分以上 45 分未満	1,970 円	441 円	241 円
	生活 3・Ⅱ	45 分以上	2,420 円	542 円	296 円
サービス種類			基本利用料（円）	処遇改善加算Ⅱ（円）	自己負担額 1 割負担額（円）
身体介護（日中） + 生活援助（日中）	身 1 生 1・Ⅱ	身体 20 分以上 30 分未満 生活 20 分以上 45 分未満	3,400 円	762 円	416 円
	身 1 生 2・Ⅱ	身体 20 分以上 30 分未満 生活 45 分以上 70 分未満	4,110 円	921 円	503 円
	身 1 生 3・Ⅱ	身体 20 分以上 30 分未満 生活 70 分以上	4,830 円	1,082 円	591 円

※介護保険法の改正により一定所得以上の方は利用時の負担が 2 割または 3 割になります。

※自己負担額 1 割負担額は、基本利用料+処遇改善加算Ⅴ（11）×0.1 をした金額となります。

① 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25%増し、深夜（午後 10 時

～午前6時)は50%増しになります。

②上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準にします。

③やむを得ない事情で、かつ、ご契約の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金になります。(厚生労働大臣が定める要件は下記の通りです。)

- ・体重の重い利用者に対する入浴介助等の重介護のサービス
- ・暴力行為などが見られる利用者に対するサービス
- ・その他利用者の状況等から、適当と認められるサービス

④介護支援専門員との連携のもとで下記の金額が加算されます。

- ・初回加算 200 円
- ・緊急時訪問介護加算 1 回 100 円

⑤その他の加算

- ・**処遇改善加算 利用料の 22.4%**

⑥ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様になります。

⑦ご契約者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご契約者の負担になります。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し下記の交通料をいただきます。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね 10 キロメートル未満 500 円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね 10 キロメートル以上 500 円 + 1 km 増す毎に 100 円

(3) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。急な中止の場合は、下記の料金をいただきます。中止が必要になった場合は、至急ご連絡下さい。(連絡先 電話 0548-23-4165)

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の負担割合合同額料金

(4) 料金の支払い方法

支払い方法は、契約の際、口座引き落としと、現金支払いの2通りから選べます。料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し翌月の 15 日に請求しますので、同 27 日迄にお支払いください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。その後当事業所職員がお伺いし、訪問介護計画、作成とあわせて契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する 1 4 日前までに当事業所にお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合、お客様が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、またはお客様やご家族が当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

(3) 地震・風水害時の利用について

地震及び風水害時状況により、訪問を控えさせていただく場合があります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあつては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められた事情、その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員の交替をすることがあります。訪問介護員を交替する場合は、契約者およびその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように、十分に配慮します。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止事項

契約者は『3. サービス内容』で定めたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたっては、契約者の事情・意向等に十分配慮します。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。それ以外のサービス内容についての変更は介護支援専門員にご相談ください。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為もしくは医療補助行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒およびご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ その契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び牧之原市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡をします。

主治医	氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けます。

① 苦情相談受付窓口（担当者）

管 理 者 尾崎 美穂

電話番号 0548-23-4165

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外にその他の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

静岡県国民保険団体連合会 電話番号 054-253-5590

牧之原市健康推進部 長寿介護課 電話番号 0548-23-0076

9. 第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施状況は下記のとおりです。

実 施 の 有 無	あり・なし	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

10. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 杉 本 正
所 在 地	〒421-0524 静岡県牧之原市須々木 140 番地
電 話 番 号	0 5 4 8 - 5 2 - 3 5 0 0

定款の事業の目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、牧之原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

定款の定めた事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉相談事業
- (8) 福祉資金貸付事業
- (9) 権利擁護事業
- (10) 老人居宅介護等事業の経営
- (11) 障害福祉サービス事業の経営
- (12) 老人デイサービスセンターの経営
- (13) 介護予防拠点施設の経営
- (14) 居宅介護支援事業の経営
- (15) 移動支援事業の経営
- (16) 地域包括支援センターの受託経営
- (17) 一般相談支援事業の受託経営
- (18) 特定相談支援事業の受託経営
- (19) 自立相談支援事業の受託経営
- (20) 生活支援体制整備の受託経営
- (21) その他この法人の目的達成のため必要な事業